

## 平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第8回）議事録

■日時 平成31年2月18日（月）午後3時28分～午後4時49分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

### ■出席委員

坂本第二部会長代理、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、佐々木委員、寺島委員、藤倉委員、宮越委員

### ■議事内容

#### 審議

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議  
⇒ 大気汚染、悪臭及び廃棄物について審議を行い、大気汚染に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 8 回）

速 記 録

平成 31 年 2 月 18 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

(午後 3 時 28 分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、ちょっとお時間は早いのですが、皆さんお集まりでございますので早速始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員 11 名のうち 8 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○坂本部長代理 それでは、今日、平手先生が御欠席ということなので、坂本のほうで代理をさせていただきます。よろしくお祈いします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度としたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部長代理 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議とその他を行います。

それでは、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、大気汚染について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料 1 ページをお願いいたします。資料 1-1、大気汚染の項目審議資料でございます。

資料にございます現況調査から評価までは、お手元の評価書案に沿って説明いたします。

それでは、評価書案の 115 ページをお願いいたします。

大気汚染について御説明いたします。

現況調査の調査事項は、表に記載の大気質の状況など 7 つの事項でございます。

1 枚おめくりいただきまして、116 ページをお願いいたします。こちらが大気汚染調査地域

及び既存資料調査地点の図でございます。

太線の丸で囲まれた調査地域でございますが、こちらが計画地から半径 5km の範囲、大気汚染物質測定地点、■が一般環境大気測定局で 9 地点、●が自動車排出ガス測定局で、こちらが 5 地点に設定してございます。

121 ページをお願いいたします。こちらが一般環境大気質調査地点の図でございます。

計画地から半径 1 km、それから 2km の範囲が調査地域でございますが、●が一般環境大気質調査地点として 5 地点設定されてございます。

1 枚おめくりいただきまして、122 ページをお願いいたします。こちらが道路沿道大気質及び気象調査地点の図でございます。

●が道路沿道大気質調査地点で 5 地点、▲が地上気象調査地点で 1 地点、■が高層気象調査地点で 1 地点設定されておまして、青色の矢印がごみ収集車両の入車方向、それから赤の矢印がごみ収集車両の出車方向になってございます。

125 ページをお願いいたします。調査結果でございます。既存資料調査のうち一般環境大気質についてでございます。

二酸化硫黄の平成 28 年度の測定結果はこちらの表に示すとおりで、二酸化硫黄の年平均値は 0.001ppm～0.002ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002ppm～0.004ppm で、全ての測定局で環境基準を達成してございます。

過去 5 年間の年平均値の推移は 126 ページの表及び図に示すとおりで、おおむね横ばいになってございまして、環境基準は過去 5 年とも全ての測定局で達成してございます。

127 ページをお願いいたします。続いて、浮遊粒子状物質でございます。

平成 28 年度の測定結果はこちらの表に示すとおりで、年平均値の範囲は 0.015mg/m<sup>3</sup>～0.019mg/m<sup>3</sup>、日平均値の 2%除外値の範囲は 0.036mg/m<sup>3</sup>～0.042mg/m<sup>3</sup> であり、全ての測定局で環境基準を達成してございます。

過去 5 年間の年平均値の推移は 128 ページの表及び図に示すとおりで、おおむね横ばいの傾向となってございまして、環境基準は過去 5 年とも全ての測定局で達成してございます。

129 ページをお願いいたします。続いて、二酸化窒素です。

平成 28 年度の測定結果はこちらの表に示すとおりで、年平均値の範囲は 0.015ppm～0.019ppm、日平均値の年間 98%値の範囲は 0.035ppm～0.040ppm であり、全ての測定局で環境基準を達成してございます。また、千葉県内の測定局について、全ての測定局で千葉県環境目標値を達成してございます。

過去 5 年間の年平均値の推移は、130 ページの表及び図に示すとおりで、全体的にやや減少傾向となっておりまして、環境基準は過去 5 年とも全ての測定局で達成してございます。

131 ページをお願いいたします。続いて、ダイオキシン類でございます。

平成 28 年度の測定結果は上の表に示すとおりで、年平均値の範囲は  $0.025\text{pg} - \text{TEQ}/\text{m}^3$ ～ $0.032\text{pg} - \text{TEQ}/\text{m}^3$  でありまして、全ての測定局で環境基準を達成してございます。過去 5 年間の年平均値の推移は下の表及び図に示すとおりで、おおむね横ばいの傾向となっておりまして、環境基準は過去 5 年とも全ての測定局で達成してございます。

132 ページをお願いいたします。続いて、微小粒子状物質でございます。

平成 28 年度の測定結果はこちらの表に示すとおりで、年平均値の範囲は  $10.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $13.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間 98%値の範囲は  $25.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $30.2\mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、全ての測定局で環境基準を達成してございます。

過去 5 年間の年平均値の推移は 133 ページの表及び図に示すとおりで、環境基準は、平成 26 年度以前は全ての測定局で非達成でございますが、平成 27 年度及び 28 年度は全ての測定局で達成してございます。

134 ページをお願いいたします。続いて、水銀でございます。

平成 28 年度の測定結果は上の表に示すとおりで、年平均値の範囲は  $0.0019\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $0.0022\mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、全ての測定局で指針値を達成してございます。過去 5 年間の年平均値の推移は下の表及び図に示すとおりで、おおむね横ばいの傾向となっておりまして、過去 5 年とも全ての測定局で指針値を達成してございます。

右の 135 ページをお願いいたします。ここからは自動車排出ガスでございます。

まず、浮遊粒子状物質でございますが、平成 28 年度の測定結果はこちらの表に示すとおりで、年平均値の範囲は  $0.017\text{mg}/\text{m}^3$ ～ $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ 、日平均値の 2%除外値の範囲は  $0.040\text{mg}/\text{m}^3$ ～ $0.044\text{mg}/\text{m}^3$  であり、全ての測定局で環境基準を達成してございます。

過去 5 年間の年平均値の推移は 136 ページの表及び図に示すとおりで、全体的にやや減少傾向となっておりまして、環境基準は過去 5 年とも全ての測定局で達成してございます。

137 ページをお願いいたします。二酸化窒素でございます。

平成 28 年度の測定結果はこちらの表に示すとおりで、年平均値の範囲は  $0.019\text{ppm}$ ～ $0.026\text{ppm}$ 、日平均値の年間 98%値の範囲は  $0.039\text{ppm}$ ～ $0.047\text{ppm}$  でありまして、全ての測定局で環境基準を達成してございます。

また、千葉県内の測定局について、3 測定局中 2 測定局で千葉県環境目標値を達成してお

らず、過去5年間の年平均値の推移は138ページの表、それから図に示すとおりで、全体的にやや減少傾向となっておりまして、環境基準は過去5年とも全ての測定局で達成してございます。

続きまして、139ページをお願いいたします。微小粒子状物質でございます。

平成28年度の測定結果は上の表に示すとおりで、年平均値は $13.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は $30.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成してございます。

過去5年間の年平均値の推移は下の表及び図に示すとおりで、平成24年度から平成27年度までは非達成でございますが、平成28年度は達成してございます。

140ページをお願いいたします。続いて、水銀でございます。

平成28年度の測定結果は上の表に示すとおりで、年平均値は $0.0021\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、指針値を達成してございます。

過去5年間の年平均値の推移は下の表及び図に示すとおりで、おおむね横ばいの傾向となっておりまして、指針値は過去5年とも達成してございます。

右の141ページをお願いいたします。ここからは現地調査についてでございます。

一般環境大気質の二酸化硫黄の季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと記載の範囲で、四季を通じた平均値は $0.001\text{ppm}$ でございます。

調査地域内の一般環境大気測定局における平成28年度の測定結果は $0.001\text{ppm}\sim 0.002\text{ppm}$ でありまして、現地調査結果と比べて大きな差は見られませんでした。

続いて、浮遊粒子状物質の季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値で最も高いのは地点Dの福栄中学校における秋季の $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ で、最も低いのは地点Dの福栄中学校における夏季、それから地点Bの南篠崎小学校、それから地点Cの第七中学校及び地点Dの福栄中学校における冬季の $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ でございました。また、四季を通じた平均値は $0.017\text{mg}/\text{m}^3\sim 0.018\text{mg}/\text{m}^3$ で、調査地域内の一般環境大気測定局における平成28年度の測定結果は $0.015\text{mg}/\text{m}^3\sim 0.019\text{mg}/\text{m}^3$ であり、現地調査結果と比べて大きな差は見られませんでした。

続きまして、142ページをお願いいたします。続いて、二酸化窒素でございます。

季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値を見ると、最も高いのは地点Eの瑞江小学校における冬季の $0.022\text{ppm}$ でありまして、最も低いのは地点Aの江戸川清掃工場における夏季の $0.007\text{ppm}$ でございました。四季を通じた平均値は $0.014\text{ppm}\sim 0.016\text{ppm}$ で、調査地域内の一般環境大気測定局における平成28年度の測定結果は $0.015\text{ppm}\sim 0.019\text{ppm}$ でありまして、現地調査結果と比べて大きな差は見られませんでした。

続いて、ダイオキシン類でございます。

季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと、最も高いのは地点 A の江戸川清掃工場における秋季の値、それから最も低いのは地点 D における夏季の値でございます。また、四季を通じた平均値は記載の値でございます。調査地域内の一般環境大気測定局における平成 28 年度の測定結果は記載の値で、現地調査結果と比べて大きな差は見られなかったとしてございます。

右の 143 ページをお願いいたします。続いて、微小粒子状物質でございます。

季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと、最も高いのは春季の  $15.9\mu\text{g}/\text{m}^3$  で、最も低いのは夏季の  $9.0\mu\text{g}/\text{m}^3$  でございます。また、四季を通じた平均値は  $13.1\mu\text{g}/\text{m}^3$  で、調査地域内の一般環境大気測定局における平成 28 年度の測定結果は  $10.8\mu\text{g}/\text{m}^3$  ～  $13.9\mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、現地調査結果と比べ、大きな差は見られなかったとしてございます。

続いて、塩化水素でございます。

季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと  $0.0001\text{ppm}$ ～ $0.0003\text{ppm}$  で、四季を通じた平均値は  $0.0001\text{ppm}$ ～ $0.0002\text{ppm}$  でございます。

144 ページをお願いいたします。続いて、水銀でございます。

季節別の測定結果は表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと  $0.0018\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $0.0024\mu\text{g}/\text{m}^3$  で、四季を通じた平均値は  $0.0021\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $0.0022\mu\text{g}/\text{m}^3$  でございます。調査地域内の一般環境大気測定局における平成 28 年度の測定結果は、こちらに記載の値でございます。続きまして、現地調査の道路沿道大気質のうち浮遊粒子状物質の測定結果でございますが、こちらの表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと、最も高いのは地点 2 の、そよかぜひろば前における夏季の値、それから最も低いのは地点 2 における冬季のそよかぜひろば前の値でございます。また、四季を通じた平均値は  $0.016\text{mg}/\text{m}^3$ ～ $0.017\text{mg}/\text{m}^3$  で、調査地域内の自動車排出ガス測定局における平成 28 年度の測定結果は  $0.017\text{mg}/\text{m}^3$ ～ $0.020\text{mg}/\text{m}^3$  で、現地調査結果と比べて大きな差は見られなかったとしてございます。

続いて、二酸化窒素でございます。

公定法による測定結果は 146 ページの表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと、最も高いのは地点 3 の下鎌田東小学校前における冬季の  $0.022\text{ppm}$  で、最も低いのは地点 1、江戸川小学校前及び地点 2 のそよかぜひろば前における夏季の  $0.010\text{ppm}$  で、四季を通じた平均値は  $0.016\text{ppm}$ ～ $0.017\text{ppm}$  でございます。

簡易法による測定結果は 146 ページの表に示すとおりで、季節別平均値を見ますと、最も高いのは地点 4 の篠崎街道における冬季の 0.031ppm で、最も低いのは地点 1 の江戸川小学校前、それから地点 2 のそよかぜひろば前、それから地点 3、下鎌田東小学校及び地点 5 の柴又街道における夏季の 0.010ppm でございまして、四季を通じた平均値は 0.018ppm～0.023ppm でございます。なお、簡易法における測定結果は、公定法の測定結果と同様の季節変動を示しまして、高い相関が得られたとしてございます。調査地域内の自動車排出ガス測定局における平成 28 年度の測定結果は 0.019ppm～0.026ppm で、現地調査結果と比べて大きな差は見られなかったとしてございます。

147 ページをお願いいたします。気象の状況の既存資料調査でございます。

計画地周辺における市川行徳駅前測定局の風配図はこちらの図に示すとおりで、平均風速は 1.9m/s～2.4m/s、風向は、春季から夏季においては北及び南寄りの風が、秋季から冬季においては北寄りの風が卓越してございます。

148 ページをお願いいたします。現地調査結果の地上気象でございます。

現地調査から得られた風配図はこちらの図に示すとおりで、年間を通じての現地調査における平均風速は 3.2m/s～4.0m/s でありまして、風向は、春季から夏季においては南寄りの風が、また秋季から冬季においては北寄りの風が卓越してございます。

149 ページをお願いいたします。高層気象の風速でございます。

高層気象観測の結果から得られた高度 500m までの風向・風速は表に示すとおりで、観測した 500m までの高度別風速図は図に示すとおりでございます。

少し飛びまして、152 ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項は、工事の施行中は、建設機械の稼働に伴う排出ガス及び工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気中の汚染物質の濃度、それから工事の完了後は、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気中の汚染物質の濃度としまして、長期平均値としてございます。清掃工場の煙突排出ガスについては、気象条件によって一時的に高濃度になる可能性があり、施設の稼働に伴う煙突排出ガスの汚染物質の中には、短時間でも人の健康に影響が懸念される物質などがあることから、短期平均値の予測も行ってございます。予測の対象時点と予測物質は、表に示すとおりでございます。

続きまして、中ほどより少し下、予測の対象時点でございますが、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う排出ガスは、排出ガス量の総量が最大となる 1 年間としまして、工事開始後 23 か月目から 34 か月目まで。また、工事用車両の走行に伴う排出ガスは、工事用車両の走



行が最も多くなる時期としまして、工事開始後 33 か月目から 36 か月目としてございます。工事の完了後の施設の稼働に伴う煙突排出ガス、それからごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス、ともに施設の稼働が通常の状態に達した時点としてございます。

続いて、予測地域でございます。

工事の施行中の建設機械の稼働に伴う排出ガスの予測地域は、排出ガスの総量が最大となる 23 か月目から 34 か月目の 1 年間の主な工事範囲としまして、155 ページの図に示しますとおり、計画地を含む一辺が約 1.0km の範囲としてございます。また、工事用車両の走行に伴う排出ガスの予測地域は、走行ルート of 道路端から 150m までの範囲としまして、予測地点は 156 ページの図に示すとおり、道路沿道大気質の現況調査を実施した 5 つの地点のうち、工事用車両の走行ルート沿いの 4 地点としてございます。

工事の完了後の施設の稼働に伴う排出ガスの予測地域は、158 ページの図に示すとおり、計画地を含む一辺約 4km の範囲とし、予測地点は現況調査を実施した 5 つの地点としてございます。ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスの予測地域は、走行ルート of 道路端から 150m までの範囲とし、予測地点は 157 ページの図に示すとおり、道路沿道大気質の現況調査を実施した 5 つの地点としてございます。

予測結果は、評価とあわせて御説明いたします。

少し飛びまして、211 ページをお願いいたします。環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置の工事の施行中は、こちらに記載の 2 つの措置でございます。

工事の完了後は、ろ過式集じん器、洗煙設備及び触媒反応塔により煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるとともに、法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守するとともに定期的に監視を行うこと、それから工場の大気汚染に係る法規制値及び自己規制値は、表に示すとおりでございます。また、予測に反映しなかった措置のうち、工事の施行中については、こちらに記載の 8 つの措置でございます。

1 枚おめくりいただきまして、212 ページをお願いいたします。工事の完了後は、こちらに記載の 2 つの措置でございます。

続きまして、評価でございます。

評価の指標のうち、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う排出ガスについては日平均値の環境基準を評価の指標とし、工事用車両の走行に伴う排出ガスについては日平均値の環境基準を評価の指標としてございます。

また、工事の完了後のうち、施設の稼働に伴う煙突排出ガスの長期平均値は、二酸化硫黄

及び浮遊粒子状物質については日平均値の環境基準、二酸化窒素については日平均値の環境基準及び千葉県環境目標値、ダイオキシン類については環境基準（年平均値）を評価の指標としてございます。

また、環境基準が定められていない塩化水素、それから水銀については、以下に記載の評価指標を採用してございます。

また、短期平均値の二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については1時間値の環境基準を評価の指標とし、二酸化窒素については中央公害対策審議会の答申に示される短期暴露指針値0.1ppm～0.2ppmの下限値を採用し、0.1ppm以下と設定、ダイオキシン類、塩化水素、水銀は、長期平均値の場合と同じとしてございます。ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスの浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、日平均値の環境基準を評価の指標としてございます。

213ページをお願いいたします。評価の結果でございます。

評価の指標を日平均値の環境基準とした二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、年平均値の予測結果を日平均値に変換、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は表に示すとおりで、年平均値から日平均値への変換は、計画地から半径5km以内の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果から得られる年平均値と日平均値の変換式を用いて行ったとしてございます。浮遊粒子状物質の予測濃度の日平均値の2%除外値は0.054mg/m<sup>3</sup>で、評価の指標とした環境基準を下回ってございます。また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は9.1%でございます。

なお、工事の実施に際しては、アイドリング・ストップの推奨などの環境保全のための措置を徹底することにより建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めることから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考察してございます。

続いて、二酸化窒素でございます。

予測濃度の日平均値の年間98%値は0.052ppmで、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は30.8%でございます。工事の実施に際しては、アイドリング・ストップの推奨などの環境保全のための措置を徹底することによりまして、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めることから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考察してございます。

続きまして、工事用車両の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、こちらの表及び215ページの表に示すとおりで、年平均値から日平均値への変換は、計画地から半径5km以内の自動車排出ガス測定局における過去5年間の測定結果から得られる年平均値と日

平均値の変換式を用いて行ってございます。また、浮遊粒子状物質の予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で  $0.050\text{mg}/\text{m}^3$  で、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は道路端で0.01%未満で、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

続きまして、215 ページでございます。

二酸化窒素の予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で  $0.039\text{ppm}$ ～ $0.041\text{ppm}$  で、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は道路端で0.09%～0.26%でございます。予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

216 ページをお願いいたします。

続いて、工事の完了後の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響のうち長期平均値の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる予測濃度の評価の結果は表に示すとおりで、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の年平均値から日平均値への変換は、計画地から半径5km以内の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果から得られる年平均値と日平均値の変換式を用いて行ってございます。また、二酸化硫黄の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の2%除外値は  $0.004\text{ppm}$  で、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で0.52%でございます。したがって、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

217 ページをお願いいたします。

浮遊粒子状物質の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の2%除外値は  $0.050\text{mg}/\text{m}^3$  で、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で0.05%でございます。したがって、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

218 ページをお願いいたします。

二酸化窒素の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間98%値は  $0.039\text{ppm}$  で、評価の指標とした環境基準及び千葉県環境目標値を下回り、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で0.16%でござ

います。したがって、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

右の 219 ページをお願いします。

ダイオキシン類の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値はこちらに記載の値でございまして、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度に占める煙突排出ガスによる影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で 0.36%でございまして。したがって、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

220 ページをお願いします。

塩化水素の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は 0.0002ppm で、評価の指標とした「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」に示された目標環境濃度を下回り、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で 4.99%でございまして。施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理などを行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考察してございます。

続いて、水銀でございまして。

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は 0.0021 $\mu\text{g}/\text{m}^3$  で、評価の指標とした「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」に示された指針値を下回り、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で 1.48%でございまして。施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理などを行いまして、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考察してございます。

222 ページをお願いいたします。

短期平均値（1 時間値）の上層逆転層発生時の予測濃度は表に示すとおりで、評価の指標とした環境基準、短期暴露指針値、目標環境濃度及び指針値を下回ってございます。この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時の中で最も濃度が高くなる気象条件において予測し、1 年間の現地調査結果によりますと、当該気象条件の出現頻度は 0.1%でございまして。予測濃度の最大は評価の指標を下回り、出現頻度も低いことから、施設の稼働に伴う大気質への影

響は小さいと考察してございます。

右、223 ページをお願いいたします。

接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）の予測濃度は表に示すとおりで、それぞれ評価の指標とした環境基準、短期暴露指針値、目標環境濃度及び指針値を下回ってございます。この濃度は、調査期間中の接地逆転層発生時の中で最も濃度が高くなる気象条件において予測し、1年間の現地調査結果によると、当該気象条件の出現頻度は1.2%でございます。予測濃度の最大は評価の指標を下回り、出現頻度も低いことから、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

224 ページをお願いいたします。

ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、こちらの表と右の225 ページの表に示すとおりで、年平均値から日平均値への変換は計画地から半径 5km 以内の自動車排出ガス測定局における過去 5 年間の測定結果から得られる年平均値と日平均値の変換式を用いてございます。浮遊粒子状物質の予測濃度の日平均値の 2%除外値は道路端で 0.050mg/m<sup>3</sup> で、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は道路端で 0.01%以下でございます。したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

右の 225 ページをお願いいたします。

二酸化窒素の予測濃度の日平均値の年間 98%値は道路端で 0.039ppm～0.041ppm で、評価の指標とした環境基準を下回り、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は道路端で 0.06%～0.82%でございます。予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考察してございます。

評価書案に沿っての説明は以上でございます。

本日の資料 1 ページへお戻りください。1 ページの中ほどより少し下でございます。

都民の主な意見、こちらはございませんで、関係区長等の意見は、1 枚おめくりいただきまして、2 ページの別紙 1 のとおりでございます。

2 ページをお願いいたします。関係区長等の意見でございます。

江戸川区長からは 3 点の意見をいただいております。

1 つ目に、ばいじんについて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東

京都環境確保条例)別表第七、一ばい煙、(二)ばいじん、ア工場、(ア)総排出量に係る基準に定める、ばいじんの総量規制について評価をすること。

2つ目に水銀について、法規制値の遵守はもちろんのことであるが、水銀の総排出物量低減や異常時の対応のために、公害防止設備の維持管理を十分に行うこと。

3つ目にアスベストについて、各法令などに基づき、適正なアスベスト処理対策を実施し、飛散防止に努めること。また、江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱に基づき、近隣住民などへ作業内容を十分に説明し、理解を得るよう努めることという意見をいただいております。

また、市川市長からは、具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童等への安全配慮の観点からも、関係機関と協議を実施し、万全な対策を講じることという意見をいただいております。

以上を踏まえまして、御担当の日下委員に御検討いただいた結果、右の3ページのとおり意見ありとなっております。

意見を読み上げさせていただきます。

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、計画地近傍には保育所、福祉施設及び住宅が存在していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することという意見でございます。

意見の取り扱いについての事務局案としましては、指摘の趣旨を答申案に入れるという案でございます。

大気汚染についての御説明は以上でございます。

○坂本部長代理 日下委員、何か補足することがございますでしょうか。

○日下委員 特にありません。

○坂本部長代理 それでは、御質問等がございましたらお願いします。

では、佐々木委員から、どうぞ。

○佐々木委員 1点教えていただきたいんですが、江戸川区長からアスベストについて、ある場合には適正な処理対策を行うようにというような意見が寄せられておりますが、この江戸川のこれから解体する清掃工場の例えば煙突ですとか建材ですとか床材などにアスベスト、レベル3であっても、そもそも存在しているのでしょうか。その辺の調査はいかがなんでしょうか。

ようか。

○森本アセスメント担当課長 資料編の 251 ページをお願いいたします。

こちらの表のですけども、こちらのほうにアスベスト調査の概要というところがございまして、平成 17 年 10 月から平成 28 年 3 月までの調査結果がございまして、平成 22 年 1 月、配管弁パッキンのほうに石綿含有の可能性ありというのが既存資料等により確認という、それから平成 28 年 3 月、煙突及び建築物の外観等仕上げ塗材、こちらについてクリソタイル 0.1%以上含有ということで工場棟の一部外壁（仕上げ塗材）から油庫の外壁（仕上げ塗材）までということで調査結果が示されてございます。

○佐々木委員 配管と煙突で使っているということであるならば、廃棄物としての適正な管理はもとより、工事をする際の養生ですとか、そういったものについても十分配慮していただければというふうに考えます。

以上です。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○坂本部会長代理 それでは藤倉委員、お願いします。

○藤倉委員 予測評価じゃなくて現地調査結果の確認で恐縮なんですけど、事務局に伺うのがいいか日下先生にお伺いするのがいいかわからないんですが、141 ページぐらいから一般環境大気の現地調査結果があるんですけども、PM 物が、皆秋がすごく高い濃度になっているんですね。それで、何か一般的には冬が高いのかなと思ったんですけど、PM10 も PM2.5 も、あとダイオキシンも秋が高いので、この程度というの一般的な気象の変動の範囲内なのか、あるいはたまたまこの年に何か理由があるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○坂本部会長代理 日下委員、お願いします。

○日下委員 これは一般局じゃなくて自分たちで観測したほうですか。

○森本アセスメント担当課長 一般局のほうです。一般局のほうの微小粒子状物質とかダイオキシン等の調査結果です。

○森本アセスメント担当課長 まず、御質問いただいた、こちらの 141 ページの現地調査のほうについては、事業者のほうで調査いただいたということで、それから、先生御質問のダイオキシン類、142 ページですけども、秋については空気がどうしても動きにくいという傾向があることから、やはりこうした形でたまりやすいという面もあって、こうした値、傾向になるということでございます。

○日下委員 これは事業者が調査したという話になると、今回、1 週間ぐらいしかやってい

ないので、そのときたまたますごく晴れて静穏だったら、秋だったら高気圧に覆われて静穏になるとかありますので、そのときにたまたま測っていたら、それはかなり高くなってもおかしくはないと思います。それで、冬がたまたま季節風とかが強いとか低気圧が来ていたとかそういう話だったら、秋より小さくなくても全然おかしくないです。

一般局でいきなり年間を通してという話だと違う話になりますけど、1週間くらいの事業者の観測ですよ。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○日下委員 それだったら十分あり得ると思います。

○坂本部長代理 ほかにございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ちょっと補足しますと、毎月ダイオキシンを大気中測定してしまして、やはり11月くらいに高くなって、12月も高いけれども、1月からは、やはり多分、日下先生の御専門の気象条件が変わるのかも。同じように燃焼とか暖房とか、そういったものが増えてくるにもかかわらず、12月に比べると1月からは下がってくるというような、毎年分析しているとそんな結果を得ております。

○坂本部長代理 ほかに御質問はございますでしょうか。

どうぞ、池本委員。

○池本委員 御指摘で出されている建設機械の稼働に伴う大気汚染の二酸化窒素の寄与率が高いという213ページのところだと思うんですけども、この点を私も読んでいて、ほかの項目とかほかの影響要因とかのときに比べて、ちょっと大きいなというふうに感じたんですけど、この原因とか理由というのは何のためなのかというのがわかっていれば、対策を講じる上の材料にもなると思いますので、もしわかっていれば教えていただけるとありがたいなと思いました。

あと、これに関連して、全囲いをして今回解体を行うというようなお話を聞いたと思うんですけども、工事期間中で予測時期がその時期に入っているのか、ちょっとその全囲いをして中を解体して、全囲いを取って、その後建設をしてという時期になっているのかとか、ちょっとそのあたりが少しわからなかったもので、もしわかれば教えていただきたいと思わせて質問させていただきました。

○森本アセスメント担当課長 まず、1点目の御質問の30.8%の寄与率の件ですが、本編の163ページ、こちらをご覧くださいんですけども、建設機械の排出源位置というのがち



よっとありまして、こちらのほう、例えば東側のほうだと緩衝緑地がありますので、こうした緩衝緑地があるものの距離等、そうした点に伴う低減というのはあるんだと思います。ただ、こちら側、計画地の西側のほうの江戸川二丁目広場とかこちら側に接するほうについては、建屋のほうから建設機械の排出源の位置から道路のほうまで、さして緩衝があるものもないことから、そうしたことが影響して寄与率が高くなる面はあるかと思います。

それから、2つ目の御質問の全囲いの、全覆いテントということによろしいでしょうか。

○池本委員 はい。

○森本アセスメント担当課長 そちらの分については、全覆いテントのほうについては、基本的に予測に反映されていない形です。

○坂本部長代理 よろしいですか。

○池本委員 はい。

○坂本部長代理 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にそれ以外に御意見がないようですので、大気汚染につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることとしたいと思います。

次に、悪臭について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料4ページをお願いいたします。

資料1-2 悪臭の項目審議資料でございます。こちら、現況調査から評価まではお手元の評価書案に沿って説明いたします。

評価書案の227ページをお願いいたします。悪臭について説明いたします。

現況調査の調査事項は、表に記載の臭気の状態など6つの事項でございます。

1枚おめくりいただきまして、229ページをお願いいたします。

悪臭の調査地点は東西南北の敷地境界でとってございます。①と⑥が敷地境界の北側ということで、2つ数字がございしますが、定期測定と現地測定と2回調査しているということでございます。⑤、⑦についてもそれぞれ定期測定地点で、②と④については定期測定地点と調査地点をずらしてございます。

231ページをお願いいたします。調査結果でございます。

臭気の状態のうち、敷地境界での臭気の状態の調査結果は表に示すとおりで、臭気指数は全調査日において全地点とも10未満であり、悪臭防止法における敷地境界での規制基準を下回る結果となっております。過去5年間の定期測定結果は、いずれの年も悪臭防止法にお

ける規制基準を下回っております。次に、煙突等気体排出口、焼却設備の臭気の状態の調査結果は表に示すとおりで、排出ガス臭気濃度と乾き排出ガス量から算定した臭気排出強度は、1号炉、2号炉、それぞれこちらに記載の結果でございます。悪臭防止法における煙突等気体排出口での規制基準を下回る結果となっております。また、過去5年間の定期測定結果は、いずれの年も悪臭防止法における規制基準を下回っております。

232 ページをお願いいたします。

脱臭装置、煙突等気体排出口（脱臭装置）の臭気の状態の調査結果は表に示すとおりで、排出ガス臭気濃度と乾き排出ガス量から算定した臭気排出強度は、脱臭装置出口に記載の結果でございます。悪臭防止法における煙突等気体排出口での規制基準を下回る結果となっております。過去5年間の定期測定結果は、いずれの年も悪臭防止法における規制基準を下回っております。続いて、排水でございます。排水の臭気の状態の調査結果は表に示すとおりで、臭気指数は11で、悪臭防止法における排水の規制基準を下回る結果であり、また過去5年間の定期測定結果は、いずれの年も悪臭防止法における規制基準以下となっております。

236 ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項は、工事の完了後において、敷地境界の臭気指数、煙突等気体排出口の臭気排出強度、排水の臭気指数。

それから、予測方法は、目黒清掃工場を類似事例として参照する方法としてございます。目黒清掃工場の処理能力及び各設備の悪臭防止対策は計画施設と同等であることから、計画施設での煙突等気体排出口の臭気排出強度及び排水の臭気指数は目黒清掃工場と同等であると予測してございます。

表をご覧ください。目黒清掃工場と江戸川清掃工場との規模等の比較でございますが、処理能力は、ともに600t/日、各設備の悪臭防止対策は、ともにこの予測条件に示すとおりでございます。敷地面積はほぼ同じ規模でございます。悪臭発生源の配置は、ともに工場棟（プラットホーム及びごみバンクを含む）と、こちらを囲うようにごみ収集車両が走行する構内道路が配置されてございます。この予測条件については、右の237ページにございます敷地境界の全般、それからプラットホーム、それからごみバンク、ごみ収集車両、煙突等気体排出口における焼却設備、脱臭装置、排水における汚水処理設備、それぞれの設備に講じる悪臭防止対策が目黒清掃工場、それから江戸川清掃工場ともに実施されてございます。

少し飛びまして、240 ページをお願いいたします。予測結果でございます。

目黒清掃工場における敷地境界の悪臭調査地点は図に、悪臭調査結果は右の 241 ページの表に示すとおりで、全ての調査地点での臭気指数は 10 未満で、悪臭防止法における規制基準を下回る結果となっております。目黒清掃工場の調査日前後の搬入台数及び搬入量は 241 ページの表に示すとおりで、臭気調査日の搬入台数及び搬入量は通常時と同程度でございます。計画施設の悪臭発生源では、イの予測条件に示す悪臭防止対策を講ずることによって外部に臭気が漏れるのを防止することから、計画施設の稼働時における敷地境界での臭気指数は、241 ページの表に示した目黒清掃工場の稼働時における敷地境界での臭気指数と同様に 10 未満であると予測してございます。

242 ページをお願いいたします。煙突等気体排出口でございます。

目黒清掃工場における煙突等気体排出口での悪臭の調査結果は表に示すとおりで、調査地点は煙突部及び脱臭装置出口でございます。臭気排出強度は、焼却設備の排ガスでは、1 号炉、2 号炉、脱臭装置からの排気は、ともに規制基準を下回ってございます。したがって、計画施設の稼働時における煙突等気体排出口での臭気排出強度を表に示した目黒清掃工場の稼働時における煙突等気体排出口での臭気排出強度であると予測してございます。

右の 243 ページをお願いいたします。排水でございます。

目黒清掃工場における排水の悪臭調査結果は表に示すとおりで、調査地点は污水处理設備の放流槽であり、臭気指数は 13、悪臭防止法における規制基準を下回る結果となっております。計画施設の稼働時における排水の臭気指数を表に示した目黒清掃工場の稼働時における排水の臭気指数と同様に 13 であると予測し、計画施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しないとしてございます。

244 ページをお願いいたします。環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置でございますが、工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる、それから、プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する、ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止するなど、9 つの措置を記載してございます。

245 ページをお願いいたします。評価でございます。

評価の指標は、工事の完了後において、悪臭防止法及び東京都環境確保条例に定める、敷地境界の臭気指数規制基準、それから煙突等気体排出口の臭気排出強度規制基準、排水の臭気指数規制基準の 3 つを指標としてございます。

評価の結果は、計画施設の稼働時における敷地境界の評価結果は表に示すとおりで、予測

結果は、臭気指数 10 未満で、評価の指標とした悪臭防止法及び東京都環境確保条例に定める規制基準（臭気指数 12）を下回っておりまして、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考察してございます。続いて、煙突等気体排出口、計画施設の稼働時における評価結果は 246 ページの表に示すとおりで、臭気排出強度の予測結果は、焼却設備、脱臭装置（出口）ともに、評価の指標とした悪臭防止法及び東京都環境確保条例に定める規制基準を下回っておりまして、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考察してございます。

1 枚おめくりいただきまして、246 ページをお願いいたします。排水水でございます。

計画施設の稼働時における排水水の評価結果は表に示すとおりで、予測結果は臭気指数 13 で、評価の指標とした悪臭防止法及び東京都環境確保条例に定める規制基準を下回ってございます。なお、計画施設からの排水水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しないことから、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考察してございます。

評価書案に沿っての説明は以上でございます。

本日の資料 4 ページへお戻りください。4 ページ、こちらの中ほどより少し下でございます。

都民の主な意見、それから関係区長等の意見、ともにございませんでした。

以上を踏まえまして、御担当の日下委員に御検討いただいた結果、意見なしとなってございます。

悪臭の説明は以上でございます。

○坂本部長代理 日下委員、何か補足ございますでしょうか。

○日下委員 特にありません。

○坂本部長代理 それでは、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 要望なんですけれども、悪臭がやっぱりごみ処理施設に対して典型的に苦情が出やすいものなので、過去 5 年間のこの施設に対する苦情の有無というのが恐らくないと思うので、情報としてどこかに載っていると、市民に対するコミュニケーション上の安心材料になるんじゃないかと思います。113 ページに地域の概況としての公害に関する苦情件数というのはあるんですけれども、これは江戸川区全体なんです、あと市川市と。だから、この施設に対するものがないので、可能であれば、231 ページに、資料編に過去 5 年間の定期測定結果を示すというような表現もあるので、なお、この施設に対する過去 5 年間苦情はあるとかないとか一言あると、より安心材料を補強するんじゃないかというふうに思います。

これは単なる要望です。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見、御要望、ありがとうございます。

確かに苦情が出やすいという面があって、過去5年間の清掃工場そのものに対しての苦情の有無ということが、これを読まれる住民の方々等の安心にもつながるんじゃないかということですので、次のステージである評価書に向けて、その反映に向けてその事業者と調整を進めてまいりたい。今いただいた御要望については、まず適切にお伝えしまして、そのように進めてまいりたいと思います。

○坂本部会長代理 よろしく申し上げます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、特にほかに御意見がないようですので、悪臭につきましては「意見なし」といたします。

次に、廃棄物について事務局から御説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料5ページをお願いいたします。

資料1-3 廃棄物の項目審議資料でございます。こちらの記載の現況調査から評価まではお手元の評価書案に沿って説明させていただきます。

評価書案の465ページをお願いいたします。廃棄物について説明させていただきます。

現況調査の調査事項は、表に記載の撤去建造物及び伐採樹木等の状況など5つの事項でございます。

少し飛びまして、475ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項のうち、工事の施行中の予測事項の廃棄物などの種類は表に示すとおりで、予測事項は廃棄物などの排出量、再利用量、処理・処分方法としてございます。工事の完了後の予測事項は、計画施設から排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の排出量、再利用量、処理・処分方法としてございます。

1枚おめくりいただきまして、476ページをお願いいたします。

予測方法でございます。工事の施行中のうち、解体工事に伴う廃棄物の排出量は表に示すとおりで、既存資料をもとに発生する廃棄物の排出量を推計してございます。

477ページをお願いします。

建設工事に伴う廃棄物等については、既存資料及び施工計画をもとに発生する廃棄物の排

出量を推計してございます。工事の施行中の掘削などにより発生する建設発生土の量は表に示すとおりでございます。山留工事における汚泥排出量は表に示すとおりで、SMW の施行によって汚泥が発生し、その排出量は 8,033m<sup>3</sup> と想定されてございます。

478 ページをお願いいたします。

計画施設の建設に伴う廃棄物の排出量は表に示すとおりで、既存資料をもとに発生する廃棄物の排出量を推計してございます。続いて、工事の完了後でございます。既存資料及び事業計画をもとに推定する方法としまして、施設の稼働時に発生する計画施設の主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の廃棄物排出量は表に示すとおりでございます。

479 ページをお願いします。

予測結果でございます。工事の施行中において排出する廃棄物等の排出量、再利用率は 480 ページの表に示すとおりでございます。(ア) の廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法については、工事に伴う建設廃棄物はコンクリート塊、金属くず、汚泥などであり、これらの建設廃棄物については、可能な限り再資源化を図る。また、再資源化などの再利用のできない廃棄物については適切に処理・処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するとしてございます。アスベストについては、飛散性の高い吹きつけ材などに使用されていないことは確認済みでございますが、工場棟外壁の一部及び付属棟などにおいて、吹きつけ工法による石綿含有仕上げ塗材として使用されていることを確認してございます。今後、解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもさらに調査を行いまして、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去などについては、法令などに基づき適切に処理・処分するとしてございます。また、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法については、建設発生土は一部を埋め戻しに用い、残りは東京都建設発生土再利用センターなどの受け入れ基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシートがけなどを行い搬出する。ただし、受け入れ基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分するとしてございます。

481 ページをお願いいたします。

工事の完了後の廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法については表に示すとおりで、飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図るとしてございます。また、埋立処分するに当たりまして、埋立基準などに適合していることを

確認するため、ダイオキシン類などの測定を実施するとしてございます。

482 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置のうち、工事の施行中における環境保全のための措置は表に示すとおりでございます。工事の施行中にはできるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画としまして、分別の徹底と再利用などを行う。発生した建設廃棄物は再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進めるとしてございます。また、再資源化などの再利用のできない廃棄物については適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告するとしてございます。なお、アスベストについては、法令などにに基づき適切に処理・処分するとしてございます。

次に、工事の完了後の環境保全のための措置は表に示すとおりで、こちらの表に記載の 2 つの事項となっております。

右側の 483 ページをお願いいたします。評価でございます。

評価の指標は、工事の施行中、それから工事の完了後、それぞれこちらに記載の法令などとなっております。

続きまして、評価の結果でございます。工事の施行中の廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は、既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約 11.0 万 t と予測されます。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、東京都建設リサイクル推進計画の再資源化率などの目標値を満足する。再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分するとしてございます。廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令などに定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考察してございます。

続きまして、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法についてでございます。計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 15.2 万 m<sup>3</sup>でございますが、一部は埋め戻しに用いまして、残りは東京都建設発生土再利用センターなどの受け入れ基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシートがけなどを行い搬出する。ただし、受け入れ基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分するとしてございます。したがって、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は、関係法令などに定める事

業者の責務を遵守できるものでございまして、妥当であると考察してございます。

1枚おめくりいただきまして、484ページをお願いいたします。

工事の完了後の廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法については、施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約1.9万t/年でございまして、飛灰は重金属類の溶出防止のために薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分をする。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。また、埋立処分するに当たりましては、埋立基準などに適合していることを確認するため、ダイオキシン類などの測定を実施する。したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令などに定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考察してございます。

評価書案に沿っての説明は以上でございまして。

本日の資料5ページへお戻りください。5ページの中ほどより少し下でございまして。

都民の主な意見、それから関係区長等の意見、ともにございませんでした。

以上を踏まえまして、御担当の池本委員に御検討いただいた結果、意見なしとなってございます。

廃棄物の説明は以上でございまして。

○坂本部長代理 池本委員、何か補足をお願いいたします。

○池本委員 はい。

予測に当たっては、直近で解体を行った練馬とか杉並の例を原単位として考えているということで、ふだん私のほうへ求めさせてもらっている一般的なもの以上にもっといい例があればというのに答えていただいているというふうに見れましたので、評価するところかなというふうに感じました。

また、アスベストに関しても記載で現状把握されているんですけども、もっと書けるところがないかというところを要求させていただいたんですけども、今のところこれがいっぱいだということで、今後、調査も進めていって、保全措置にも書いてありますけれども、今のところ稼働中に把握できないというところについても調査を進めていって適切に対処していくというようなお話もいただいております。

また、江戸川区長からも御意見いただいているように、周辺に説明もしっかりしてやっていくというようなことにも答えていただければと思いますので、アスベストに関しても



今のところの精いっぱいのところを書いていただいているのかなというふうに感じました。

それと、最後ですけれども、481 ページになるんですけれども、主灰の稼働中の再資源化率1.0%というのが練馬の平成28年度の実績をもとに示しているというようなことかなというふうに思うんですが、こちら、ほかのものの予測値、目標値と比べると、ちょっと寂しいかなというような気もしまして、最後のところに、セメント工場へ搬出しというようなところも書かれていますので、この数字が妥当なのかどうかということも今後操業していく中でいろいろ総合的に考えて判断していくと思いますので、よりよい資源循環とか、そういったことも意識してやっていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○坂本部長代理 それでは、御意見、御質問等ございましたら。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 廃プラなんですけれども、再資源化率83%というのは直近の杉並か何かの数字だそうなんですけれども、482 ページの表 8.11-22 の環境保全のための措置の中の書きぶりが、廃棄物の有効利用というところで、廃プラ類は廃棄物熱回収施設に搬入し、発電燃料としてサーマルリサイクルすると書いてあるんですね。つまり、熱回収施設に直行するように書いてあるんですが、472 ページの廃掃法の基本的方針というのが表 8.11-8 にあるんですけれども、取組の方向性というものの中をちょっと見ていただきますと、いっぱいになるかもしれないんですが、廃プラについては、まず排出抑制を行い、リサイクルに努力した上で、直接埋め立てを行うことなく、廃プラの焼却・熱回収を行うと。つまり、いきなり熱回収に突っ込んでいくんじゃなくて、その前にマテリアルリサイクルできるかどうかをちゃんと努力をした上で熱回収施設に搬入するというのが本来の方針で、今、海洋プラスチックなども問題になっているので、書きぶりだけの表現かもしれないんですけれども、やっぱり廃プラも、まずはマテリアルリサイクルなどに努力をした上で、できないものはサーマルリサイクルという表現になっていたほうが適切ではないかなと思いました。

○坂本部長代理 事務局、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 まずは、貴重な御意見、ありがとうございます。

それで、482 ページの書きぶりのところと、そのマテリアルリサイクルを経てからというところについての御指摘ですが、そのところは事業者のほうにも伝えまして、対応が可能なのかなのか、その辺についてはお伝えしたいと思います。

○坂本部長代理 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にそのほか御意見ないようですので、廃棄物につきましては「意見なし」ということにいたしたいと思います。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料 6 ページをお願いいたします。

資料 1-4 総括審議の案文でございます。

読み上げさせていただきます。

「江戸川清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について（案）

#### 第 1 審議経過

本審議会では、平成 30 年 7 月 31 日に「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は一番最後の 8 ページでございます。8 ページをお願いいたします。こちらに審議経過と項目別検討の実施状況とを整理してございます。

また、上の表のすぐ下のところ、※のところですが、都民の意見を聴く会、こちらについては、都民からの意見書の提出がなかったため開催はございませんでした。

6 ページへお戻りください。

#### 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

##### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、計画地近傍には保育所、福祉施設及び住宅が存在していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、

より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

**【騒音・振動】**

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があり、また、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

7ページをお願いいたします。

**【土壌汚染】**

汚染土壌封じ込め槽を改変することはないとしているが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で、機能が維持されるよう適切に管理すること。

以上でございます。

○坂本部長代理 御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

本日予定しておりました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後4時49分閉会)